

長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 ♦ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、平成25年(2013)以降、第1期の長野市歴史的風致維持向上計画に基づき、伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。

善光寺周辺地区では、善光寺門前の宿坊の建ち並ぶ道路において電柱電線類の地中化や石畳舗装などの美装化により周囲の伝統的な雰囲気に調和した良好な景観形成を図ったことで、令和4年(2022)の善光寺御開帳に全国から訪れた約636万人の参拝者に本市が持つ歴史、文化の魅力を感じていただくことができた。

戸隠地区では、住民との協働による歴史的建造物の修復、修景等を進めたことで、戸隠中社・宝光社地区の一部が、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、山岳信仰の聖地としての魅力が増した。

松代地区では、史跡の松代城跡や旧文武学校等の文化財の保存整備を行うとともに、せんすい庭園や泉水路の調査、地域住民主体の積極的な歴史まちづくり活動などにより、城下町としての歴史的風致が向上し、地域の歴史的資源を活用した観光地づくりを推進してきた。

鬼無里地区では、地域住民が主体となって専門家の意見を聞き、地域に残る名工制作の市指定有形文化財(工芸品)の屋台の修理を決めた。屋台は、鬼無里ふるさと資料館で常設展示されており、祭礼時には屋外に曳き出して巡行に使われている。また、鬼無里ふるさと資料館のホームページの多言語化を進めたり、地域の観光団体が祭礼をSNSで情報発信したりして地域の歴史的風致の維持及び向上に取り組んだ。

このように、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等に一定の成果を得ることができた。一方で、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などに引き続き取り組むとともに、歴史的資源を活用して観光振興や地域活性化につなげていく必要がある。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する課題

本市には、歴史的建造物が群となった歴史的まちなみが残っている。第1期の計画では、善光寺本堂耐震補強事業をはじめとする文化財の保存整備、歴史的風致維持向上計画に基づいた歴史的風致形成建造物の修理助成など歴史的建造物等の保存を進めてきた。

文化財に指定されている建造物等について、国指定のものは、国の助成があるため概ね良好に維持、管理されているものの、登録文化財及び、県や市の指定のものは、指定数が多いこともあって修理、修復が追いついていない。また、未指定の文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないため、適切に維持、管理が行われていない。

近年は、歴史的建造物の価値が見直され、それまでと異なる用途に活用されている例があるものの、文化財指定の有無にかかわらず、修理や修復に費用を要することや人的負担の大きさ、歴史的価値の認識不足、世代交代などのために適切な維持、管理が行われずに空き家となったり、老朽化、滅失が進行したりしている。

(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する課題

本市には、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた無形の歴史的遺産である祭礼や伝統行事があり、これらは日々の暮らしや地域に根付き、その中に深く浸透して継承してきた。

第1期の計画では、伝統的な祭礼や民俗芸能を継承する団体の活動費を支援するとともに、地域を超えた団体間の交流や子供たちの参加を促すイベントの開催、活動団体の情報発信などを行い、伝統的な祭礼等の保存、継承につなげてきた。また、ながの獅子舞フェスティバル、伝統芸能こどもフェスティバルを開催し、活動の披露と市民が伝統文化に親しむ機会を設けている。

本市の歴史的建造物は、戸隠や鬼無里などに茅葺屋根の建物が多いことが特徴である。かつては、地域に大きな茅場を持ち、地域の茅葺職人と住民の共同作業で屋根の葺き替えを行っていた。耐久性の高い金属製の屋根が一般的となり、茅(ススキ)の需要がほとんどなくなり、茅場が失われつつあったが、伝統的な建築技術を必要とする伝統的建造物を継続的に修理し、茅材の安定的な確保のための茅場整備や必要な修理技術の継承を進めた。

しかし、人口減少や少子高齢化を背景として、伝統的な祭礼や行事などの担い手が不足しており、そのために継承団体の資金面の課題から活動が縮小するなど、伝統的な祭礼や行事などの継承が危ぶまれる。また、現在の木造建築では木材加工の機械化や乾式

工法が普及している中、歴史的建造物の修理、修復には伝統的な建築技術や工法を要するため、技術や経験の継承が課題となっている。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物だけなく、その周辺のまちなみの連続性や景観といった周辺環境と一体で形成されるものである。その維持及び向上には、周辺環境についても建築物の高さや屋外広告物、緑地の保全や一般建造物の外観などへの対応が必要となる。

本市では、長野市伝統環境保存条例、長野市の景観を守り育てる条例、長野市屋外広告物条例、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、景観計画や地区計画などにより、良好な景観形成に向けて取り組んでいる。このような規制や誘導のもと、第1期の計画では、電柱電線類の地中化や石畳舗装の道路美装化による環境整備のほか、建造物の修景助成などを実施し、周囲の伝統的な雰囲気に調和した景観形成を図ってきた。

また、本市を訪れる観光客は、主にバスや自家用車を利用しておらず、歴史的建造物が集積する地域は、本市の代表的な観光地でもあることから、多くの観光客が訪れる観光時季には交通が問題となる。過度の自動車の流入は、歩行者の安全を脅かすだけでなく、歴史的建造物の滅失を伴う駐車場の増加によるまちなみの連続性喪失の一因にもなる。

歴史的建造物や歴史的なまちなみで形成された歴史的風致を維持及び向上する景観の保全や交通などへの対応は、長期にわたることから、継続して取り組んでいく必要がある。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する課題

第1期の計画の取り組みをとおして、松代地区では地域住民自らが、まち歩きツアーや城下町のボランティアガイドなどで地域の歴史や文化の情報発信や誘客事業を企画運営し、松代地区の歴史的風致の認知が広まっている。

また、鬼無里地区では、鬼無里観光振興会が歴史的質の高い屋台や伝統的な祭礼をSNSで情報発信した。^{おんばしらさい}御柱祭の里曳きには、大学生も参加して祭りは大いに賑わった。そのほか、地域住民も参加してガイドマップを作成し、地域の魅力を見つめ直す機会となった。戸隠地区では、茅葺き屋根に使用する茅の刈り取り体験をPRし、地域住民のほか学生や地区外からも参加があった。

本市の各地域に見られる文化財や伝統的な祭礼等は、地域の魅力、また観光資源にもなっている。しかし、人々の暮らしづくりや生活環境が変わる中で、祭礼や行事と人々の

暮らし、地域との密接な関係が薄れつつある。

数え年で7年に一度行われる善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭のような特別な祭礼には、県内外から多くの観光客が訪れて大きな賑わいをみせるが、地域の文化財や伝統的な祭礼等の認知度は、まだ低い状況にある。

地域で行われる祭礼などの認知を広め、多くの方に訪れていただくとともに、住民主体の活動が広がって地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつなげるため、長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にある魅力あるストーリーを市民や来訪者に効果的に伝えていく必要がある。

(5) 歴史文化の調査研究に関する課題

第1期の計画では、戸隠地域の住民や関係団体の協力の下、戸隠中社、宝光社地区の歴史的建造物や周辺環境の調査を実施して歴史的価値を明らかにするとともに、調査成果について意見交換することで、地域の歴史や文化に対する知識や歴史まちづくりへの住民の理解が深まり、戸隠宝光社・中社地区での重要伝統的建造物群保存地区の選定及び防災計画の策定に結び付いた。また、史跡松代城跡の調査研究を進め、その結果を受けて平成27年(2015)に史跡指定範囲が拡大した。

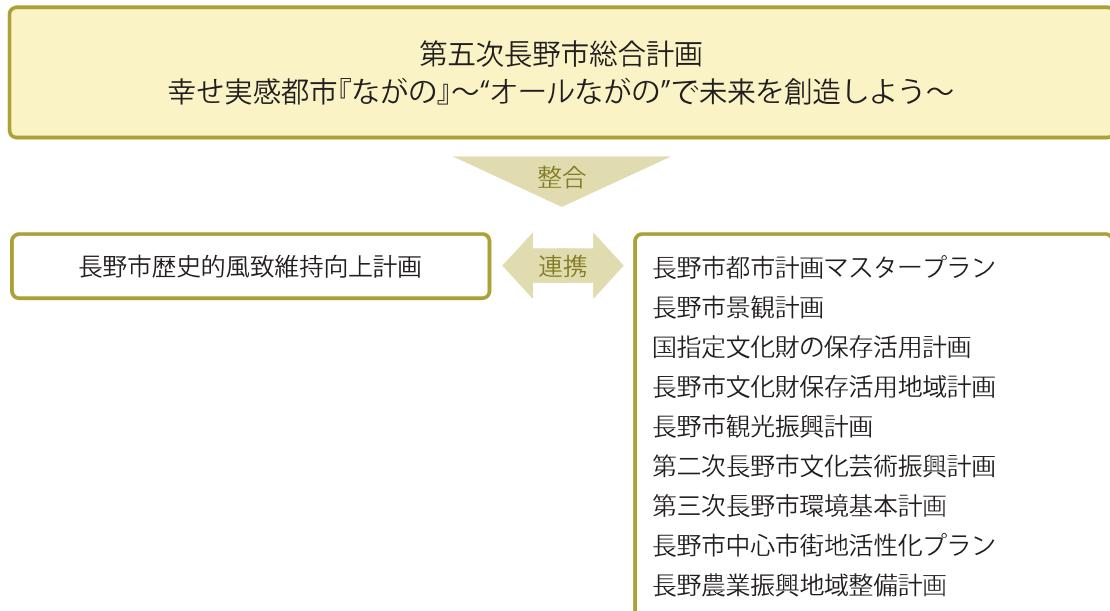
このような成果があるものの、第1期の計画での調査研究は、個別に実施されることが多い、地域の歴史や文化の断片的な把握にとどまっている。市内には、歴史的建造物や伝統的な祭礼が多くみられるが、十分な調査研究が実施されていない地域があることから、その価値が明らかになっておらず、歴史的建造物や伝統的な祭礼等を適切に保存していくためには、歴史的建造物や伝統的な祭礼等の全体を把握する必要がある。

本市の文化財及びその周辺環境を一体的、網羅的に調査を行って総合的に把握し、それらを地域全体で保存、活用し、文化財を生かした魅力的な地域づくりを目的とした文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、各地域の文化財や歴史的建造物等の保存、活用につなげていく必要がある。

2 ◇ 既存計画（上位、関連計画）との関連

本計画は、長野市総合計画をはじめ、関係する計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。

■ 上位、関連計画との関係



(1) 第五次長野市総合計画

本市は、令和8年度(2026)までを計画期間とする第五次長野市総合計画を平成29年(2017)に策定し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めている。

ア 基本構想(平成29年(2017)4月策定)

基本構想は、長期的な観点に立ち、さまざまな情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにしたものである。政策に「魅力あふれる文化の創造と継承」、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を挙げている。

(ア) 計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで

(イ) まちづくりの基本方針

- ・市民の「幸せ」の実現
- ・「持続可能な」まちづくりの推進
- ・「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

(ウ) まちの将来像

幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～

人口減少社会、成熟社会が到来した現在、本市が有する強みを活用しながら、抱える課題を可能性に変え「長野市らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことが必要となっている。価値観が多様化し行政課題が複雑化しているが、住民の福祉の増進を図るとともに、本市の多様性ある構成や成り立ち、特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指していくことを「幸せ実感都市」と表している。

また、副題として市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるよう全市を挙げてまちづくりに取り組むことを「“オールながの”で未来を創造しよう」と表現している。

イ 後期基本計画(令和4年(2022)4月策定)

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにしたものである。後期基本計画では、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合している。

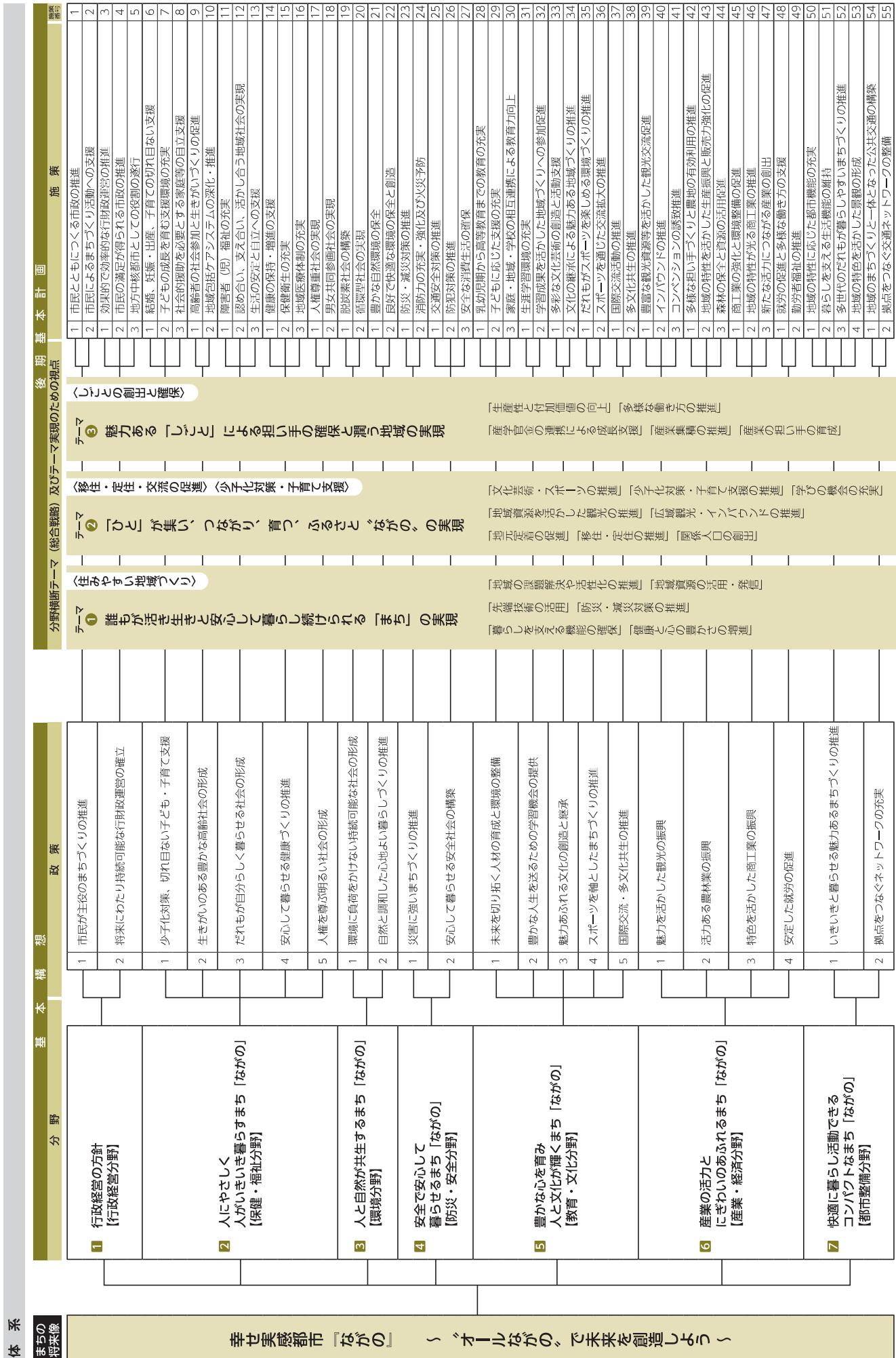
施策に「文化の継承による魅力ある地域づくりの推進」、「地域の特色を活かした景観の形成」を挙げている。

(ア) 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

(イ) 施策体系

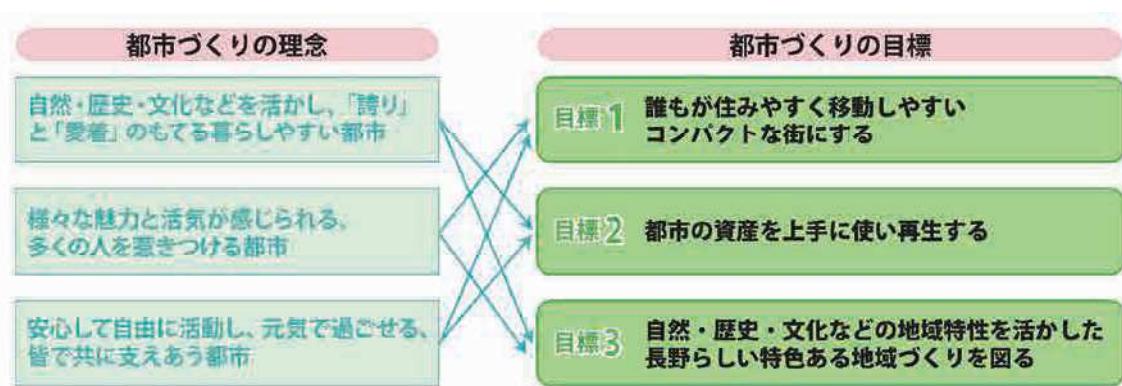
健幸増進都市、令和元年東日本台風災害からの復興、SDGs及びSociety5.0が計画全体に共通する取り組みとしてベースとなり、その上に全55施策を立て、さらに分野横断的に取り組む必要があるテーマを総合戦略とし、取り組んでいく。



(2) 長野市都市計画マスタープラン (平成29年(2017) 4月改定)

長野市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりの理念と目標、土地利用など都市まちづくりの方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的、長期的な指針としての役割を果たすものである。平成29年(2017) 4月に改定し、目標年次を概ね20年後の令和18年(2036)、中間目標を令和8年(2026)としている。

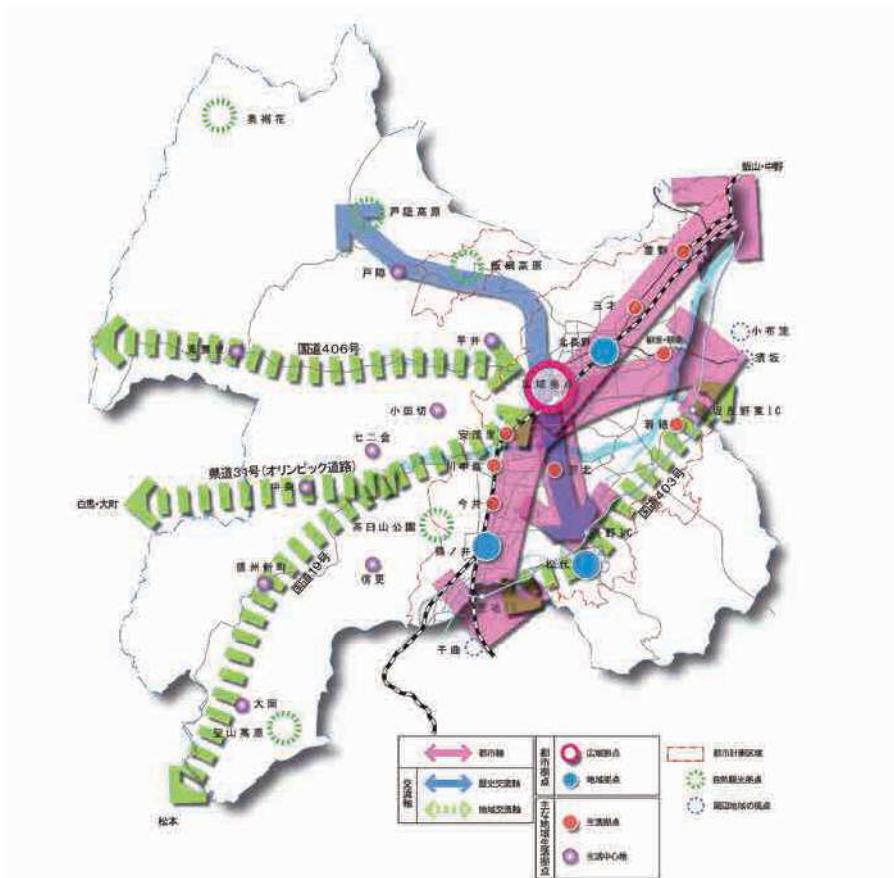
ア 都市づくりの理念と目標



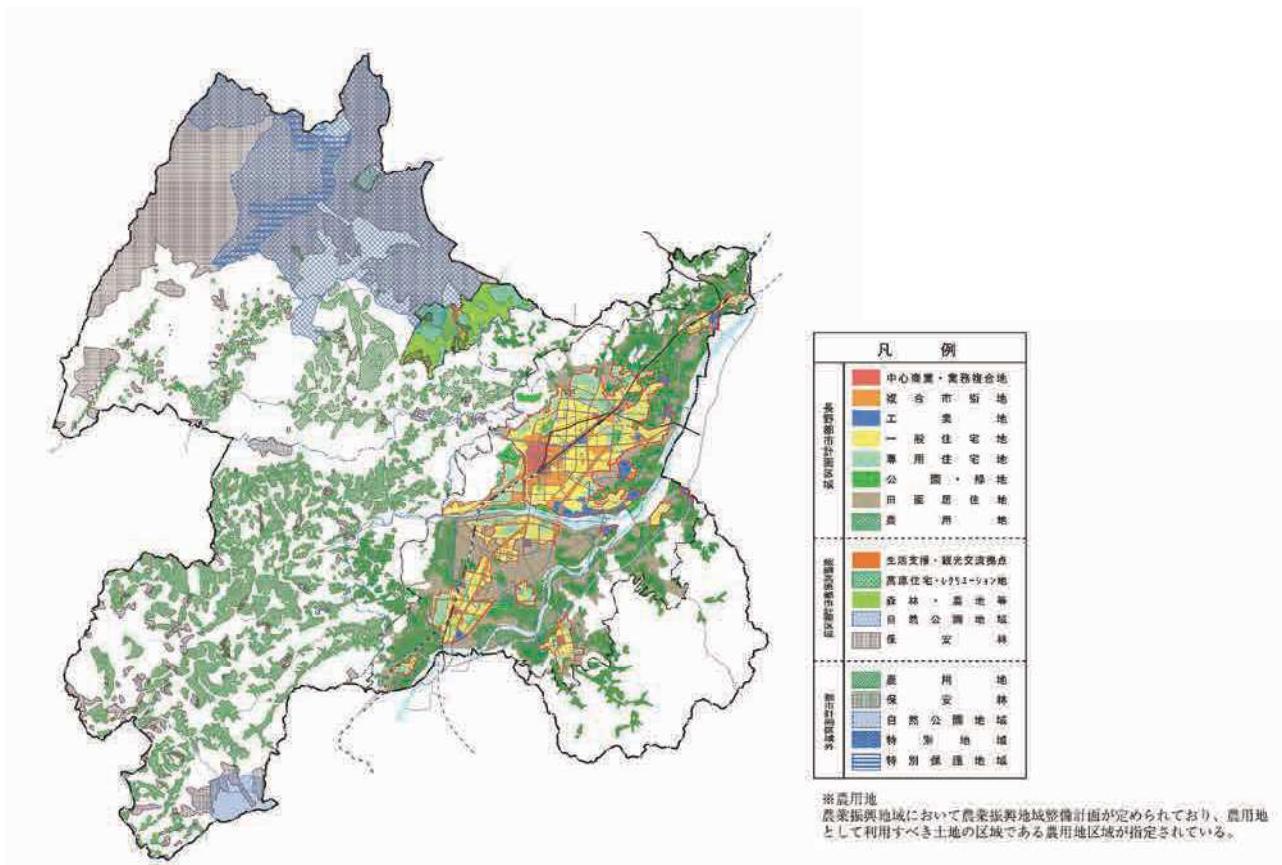
イ 都市構造の基本的な考え方

- コンパクトな都市(集約型都市構造)とするための都市拠点と都市軸の形成
 - ・ 多様な都市機能が集積し都市生活・活動の核となる都市拠点の形成
 - ・ 拠点間の都市機能の連携を確保するとともに、市域外との連携を強化する都市軸の形成

- 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成
 - ・ 豊かな自然の保全とともに、観光業の振興を図る自然観光拠点の形成
 - ・ 自然観光拠点や地域拠点などを結び、市外との連携を強める地域交流軸の形成
 - ・ 市内に点在する歴史的な街などを結び、歴史・文化の交流や周遊性を高める歴史交流軸の形成



都市構造図(拠点と軸)



土地利用区分図

ウ 都市景観整備の方針

都市構造の基本的な考え方を受け、土地利用や都市環境、都市景観、防災都市づくりなど方針を定めている。

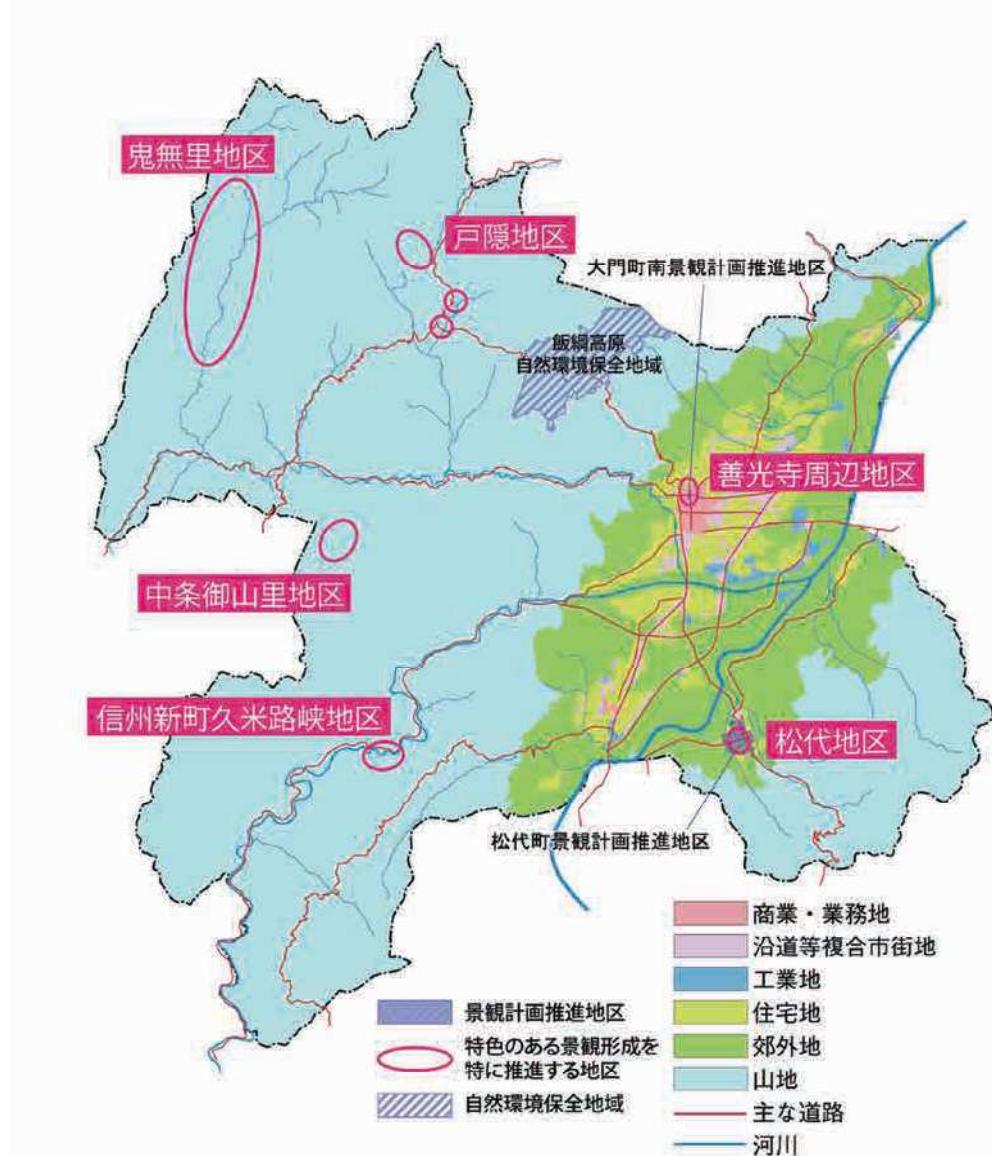
都市景観の整備については、「歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承」として、「歴史と文化を象徴する景観の継承」を挙げている。

(ア) 都市景観整備の基本方針

- 長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成
- 地域特性に応じた魅力的な景観づくり
- 環境共生型都市の景観づくり
- 地域が主体となった景観づくりへの取り組み

(イ) 都市景観の整備方針

- 骨格的な自然景観の保全・育成
 - 豊かな山並みの景観保全
 - 水辺の景観の保全と向上
- 歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承
 - 歴史と文化を象徴する景観の継承
 - 市民に親しまれてきた自然や緑の景観の保全
- 市街地における景観づくり
 - 商業・業務地での景観形成
 - 住宅地の景観形成
- 地区特性を活かした景観づくり
 - 農地や農山村などの景観の保全
 - 沿道の修景と景観形成
 - 都市と自然が共生した景観保全



(3) 長野市景観計画(平成30年(2018) 10月改定)

平成19年(2007)に策定し、社会情勢が変化してきたことを踏まえ、平成30年(2018)に改定した。

基本的な考え方となる「長野市が守り育てていく景観」の4項目の一つに「歴史的・文化的な街並み」を挙げ、それを守り育てていく方針として「歴史と文化を象徴する景観を継承すること」としている。

ア 長野市が守り育てていく景観

◆雄大で、縁あふれる自然環境



縁あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畠を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していくかなければならない財産です。



◆歴史的・文化的な街並み



善光寺と門前町の街並み、真田十万石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切に祭られている寺社と、伝統的で特色ある祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



◆にぎわいあふれる都市空間



県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。



◆美しく、快適に過ごせる住環境



市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいいくべき景観が広がっています。



イ 良好的な景観形成に関する方針

方針1 ◀ 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

方針2 ◀ 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となつた自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

方針3 ◀ 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、眺望景観である山並みを乱さないようにします。市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑え、上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようにしていきます。

方針4 ◀ 歴史と文化を象徴する景観を継承する

建物や街並みなどの歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、わたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、大切に守りながら活用を図っていく必要があります。また、時間をかけてつくられ、守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

方針5 ◀ にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニークなデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

方針6 ◀ 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、豊かな自然に恵まれた地形を活かし、過

ごしやすい落ち着いた雰囲気のまちづくりを進めます。更に緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思ってもらえる長野市を目指します。

(4) 国指定文化財の保存活用計画

ア 史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)

史跡である松代城と新御殿跡は、地域の貴重な歴史的遺産であり、適切に保存を図る必要があるとともに、市民の憩いの場として、また、松代地区の重要な観光資源としての利活用も求められている。計画は、バランスのとれた保存と活用を進め、適切に次世代へ継承していくことを目的としている。

(ア) 基本方針

a 保存管理の基本方針

- ・史跡の本質的価値を損なうことがないよう適切な保存管理を行う。
- ・日常的な維持管理、防犯対策、防災対策を行い、経年変化の観測を行う。
- ・将来的に予想される現状変更行為に対する基本方針を定め、適切な保存を図る。

b 活用の基本方針

- ・松代城跡と新御殿跡の一体的な価値を市民、来訪者に分かりやすく伝える。
- ・城下町に残る歴史遺産との連携を深め、まちづくりの中核としての役割を担う。
- ・文化財的価値保存と都市公園として求められる憩いの場、にぎわいの場としての役割の両立を図る。
- ・地域のNPO、ボランティア団体等との緊密な連携により、魅力的な情報発信に努める。

c 整備の基本方針

- ・保存、活用を確実に推進するための整備を計画的に実施する。
- ・史跡の本質的価値を後世に伝えるための修理、復元を進める。
- ・後世の改変がなされた箇所を往時の姿に戻し、史跡としての本来の姿を伝える。
- ・廃城以降に残る歴史的遺産との一体性が市民、来訪者に分かるような整備を進める。

d 運営、体制

- ・日常の維持管理、公開活用、保存整備、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整える。
- ・文化庁、長野県との緊密な連携を図る。
- ・市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図る。
- ・保存管理、活用、整備を着実に推進するための財源確保を図る。
- ・地域NPO、ボランティア団体等との連携により、後継者育成体制の充実を図る。

イ 史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)

計画は、旧文武学校の歴史的な価値を改めて検証、評価するとともに、史跡として適切に管理していくための現状変更の取り扱い方針及び基準を定め、今後の保存活用整備事業、運営体制における基本方針を示している。

(ア) 基本方針

a 保存管理

- ・史跡のもつ本質的価値を損なうことなく、それを適切に管理することで、次世代へと継承していく。
- ・本質的価値が損なわれるような場合には、最善の対応をとり、価値を復することに努める。
- ・現状変更に関する基本方針を定め、史跡の保存を図る。
- ・適切な保存状態を実現するため、史資料の調査、研究を精力的に進める。

b 活用

- ・史跡のもつ本質的価値を正しく国民へ伝えるような活用を実施する。
- ・地域の文化、教育の拠点施設を目指し、市民に積極的に活用されることを目指す。
- ・周囲の文化施設、商業施設と密に連携し、松代地区全体を見据えた取り組みを行う。

c 整備

- ・保存、活用を着実に推進するための整備を計画的に実施する。
- ・本質的価値の顕在化とさらなる向上を目指す。
- ・復原及び復元の基準点は文武学校の開校当初とする。

d 運営

- ・市民及び関係諸機関との緊密な連携を維持する。
- ・本質的価値の維持、向上を目指し、運営体制の充実を図る。
- ・業務効率化と使用者サービスの向上に努める。

ウ 善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月策定)

国宝1棟、重要文化財建造物2棟、登録有形文化財2棟の文化財建造物を有し、年間数百万人の参拝者が訪れる善光寺において、令和5年(2023)2月に保存活用計画が策定された。計画では、文化財建造物に対する意識や保存管理、環境保全、防災など文化財建造物を取り巻く環境の変化へ対応できるよう善光寺境内の文化財建造物を適切に保存し、活用していくとしている。

(ア) 計画期間

令和14年(2032)3月まで

(イ) 基本方針

- 長野及び日本を代表する文化財建造物を適切に管理し、保存する
- 莊厳な文化財建造物と広域に広がる境内を信仰の場として、継続して利用する
- 多様な参拝者が文化財建造物に親しみ、理解を深められるよう活用する

(5) 長野市文化財保存活用地域計画(令和6年(2024)7月認定)

地域で育まれた多様な歴史や文化を総合的に把握し、市民や関係団体、行政等が地域総がかりで保存・活用していくことで、文化財の価値と魅力を多くの市民と共有し、大切に使いながら、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めると共に、歴史や文化の継承につなげて行くことを目的としている。

ア 計画期間

令和6年度(2024)から令和13年度(2031)まで

イ 目指す将来像

「長野らしさを伝える文化財を活かした歴史文化都市」「大地の激動がもたらした恵みと災い」「人々が交わる地長野」「信仰が息づくまち長野」「政治経済の中心長野」「長野に生きる人々の暮らしと文化」の5つの歴史文化の特

性から構成される「長野らしさ」を伝える長野市の文化財は本市の多様な歴史と文化を表し、それを後世へ伝える大切なモノやコトです。

本計画では、この文化財の価値と魅力が多くの市民に共通され、大切に使われながら将来に継承されることで、長野市が市民にも来訪者にも魅力ある歴史のある歴史文化都市となることを目指します。

ウ 基本方針

- 1) 文化財を掘り起こす(調査)
 - ① 文化財を総合的に把握する
 - ② 文化財を研究し価値づける
- 2) 掘り起こした文化財を保存する(保存)
 - ① 文化財を適切に維持管理する
 - ② 文化財を適切に修理する
 - ③ 災害や盗難等に備える
- 3) 歴史文化の魅力を伝え活用する(活用)
 - ① 文化財を学ぶ機会を充実させる
 - ② 文化財についての情報発信の充実
 - ③ 持続可能な文化観光の推進する
 - ④ 文化財を活かした歴史まちづくりを推進する
 - ⑤ 文化施設の維持可能な活用マネジメント
- 4) 文化財が継承される仕組みを作る(継承)
 - ① 文化財の担い手育成
 - ② 文化財の継承に必要な資金・資材調達の仕組みを作る
 - ③ 文化財の継承に必要な専門人材との連携を強化する

エ 文化財の防災・防犯対策

- ① 平時における備え
 - ・未指定文化財の現状把握調査
 - ・防犯パトロール体制の構築
 - ・戸隠重要伝統的建造物群保存地区の台帳整備
- ② 防災・防犯意識の啓発

- ・地域の文化財災害マニュアル作成
 - ・文化財防災訓練の実施
 - ・文化財所有者・管理者向け文化財防災チェックリストの作成
 - ・文化財ハザードマップの作成
- ③ 防災・防犯設備の整備
- ・善光寺の防災防犯設備整備
 - ・旧横田家住宅の防災設備整備
 - ・戸隠重要伝統的建造物群保存地区の防災対策
- ④ 文化財レスキューの整備
- ・被災文化財保全活動の支援
 - ・災害時文化財レスキューの体制の構築
- ⑤ 災害時の対応
- ・被災情報の把握と伝達
 - ・文化財レスキューの要請

オ 文化財の保存・活用に向けた推進体制

本計画に基づく文化財の保存活用の取組は府内体制の整備、関係行政機関との連携、長野市文化財保存活用地域計画協議会、民間団体等との連携の下に推進します。また関係機関や民間団体等は計画の取組状況に応じて適宜追加等を行い、連携強化を図って行きます。

(6) 長野市観光振興計画（令和4年(2022)2月策定）

長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。

重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。

ア 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

イ 基本方針

- 持続可能を担保した観光産業への転換
- 新たな観光スタイルに対応した観光への転換
- 人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化

● Z世代など若者への観光需要の喚起



(7) 第二次長野市文化芸術振興計画(平成29年(2017)4月策定)

長野市文化芸術振興計画は、市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として策定したものである。

方策に指定文化財などの調査・整備、伝統芸能の継承、歴史・文化遺産の活用などを挙げている。

ア 計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで

イ 基本理念

文化芸術に親しみ、創造し継承され、優しさと温もりがあふれるまち

ウ 方 策

- 長野市芸術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供
- 市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちのにぎわいにつながる発表機会の充実
- 子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援
- 交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造
- 指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進
- 伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援
- 歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用
- 歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進
- 歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援
- 文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援

(8) 第三次長野市環境基本計画（令和4年(2022)2月策定）

第三次長野市環境基本計画は、本市の環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

基本目標「良好で快適な環境の保全と創出」の施策テーマに「美しいまちなみの保全と創出」を挙げている。

ア 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

イ 望ましい環境像

人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」

- 人と自然が共生し…自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます
- 未来につなぐ………次世代へ責任をもって引き継ぎます
- 脱炭素のまち………脱炭素に向けてみんなで取り組みます

ウ 施策体系

環境像	基本目標	施策テーマ	関連するSDGsのゴール
人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」	基本目標1 脱炭素社会の構築 □長野市地球温暖化対策地域推進計画 □長野市気候変動適応計画	1-1 再生可能エネルギーの利活用と地産地消 1-2 バイオマス資源の有効活用 1-3 省エネルギーの推進 1-4 脱炭素型の地域づくりの推進 1-5 森林によるCO ₂ 吸収の促進 1-6 気候変動への適応	
	基本目標2 循環型社会の実現	2-1 4Rの推進 2-2 廃棄物の適正処理 2-3 プラスチックスマートの推進	
	基本目標3 豊かな自然環境の保全 □長野市生物多様性地域戦略	3-1 生物多様性の確保 3-2 森林・農地の保全と活用 3-3 身近な緑の保全と創出 3-4 良好的な水辺の保全と創出	
	基本目標4 良好で快適な環境の保全と創造	4-1 環境汚染対策 4-2 身近な生活環境の保全 4-3 美しいまちなみの保全と創出	
	基本目標5 協働と学びの推進	5-1 協働の推進 5-2 学びの推進	

■施策テーマ 4-3 美しいまちなみの保全と創出

長野市には、善光寺周辺、戸隠神社中社・宝光社周辺及び松代城下町周辺など、歴史あるまちなみに代表されるように、良好な景観を維持したまちなみがあります。

市民が快適に生活するため、まちなみの保全と創出に努めます。



【長野市戸隠伝統的建造物群保存地区】

(9) 長野市中心市街地活性化プラン (平成29年(2017) 10月策定)

第二期長野市中心市街地活性化基本計画(平成24年(2012) 3月策定、計画期間は、平成24年(2012)度から平成28年(2016)度まで)を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、長野市中心市街地活性化プランを策定した。

ア 計画期間

平成29年(2017) 10月から令和7年(2025) 3月まで

イ 基本的な方針、目標、指標等

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)
まちなか観光の推進	目標1 行きたくなるまち	善光寺仁王門前の歩行者・自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000
まちなか居住の推進	目標2 住みたくなるまち	総人口に対する中心市街地の人口比率(%)	2.47	2.65
まちなか回遊の推進	目標3 巡りたくなるまち	中心市街地(6地点)の歩行者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000
		中央通り及び権堂アーケード沿い1階部分の空き店舗数(件)	21	21
まちなか交流の推進	目標4 交わりたくなるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習センター並びに権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数(人/年)	560,735	550,000

(10) 長野農業振興地域整備計画（平成27年（2015）12月見直し）

国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年（1974）に長野農業振興地域整備計画を策定し、以降、社会情勢の変化や町村合併による市域の拡大を反映して見直しをしている。現行の計画は、平成27年（2015）12月に見直しを行ったもので、現在、総合的な見直しを進めている。

計画は、今後も安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興を図るべき地域を明確にし、秩序ある土地利用を図るとしている。

ア 農用地等の保全の方向

最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃すると回復が困難で、安心できる農畜産物を将来にわたって安定的に供給するには、無秩序な土地利用や遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要である。

また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的機能の向上を推進する。

イ 農用地等保全のための活動

● 流動化及び利用集積

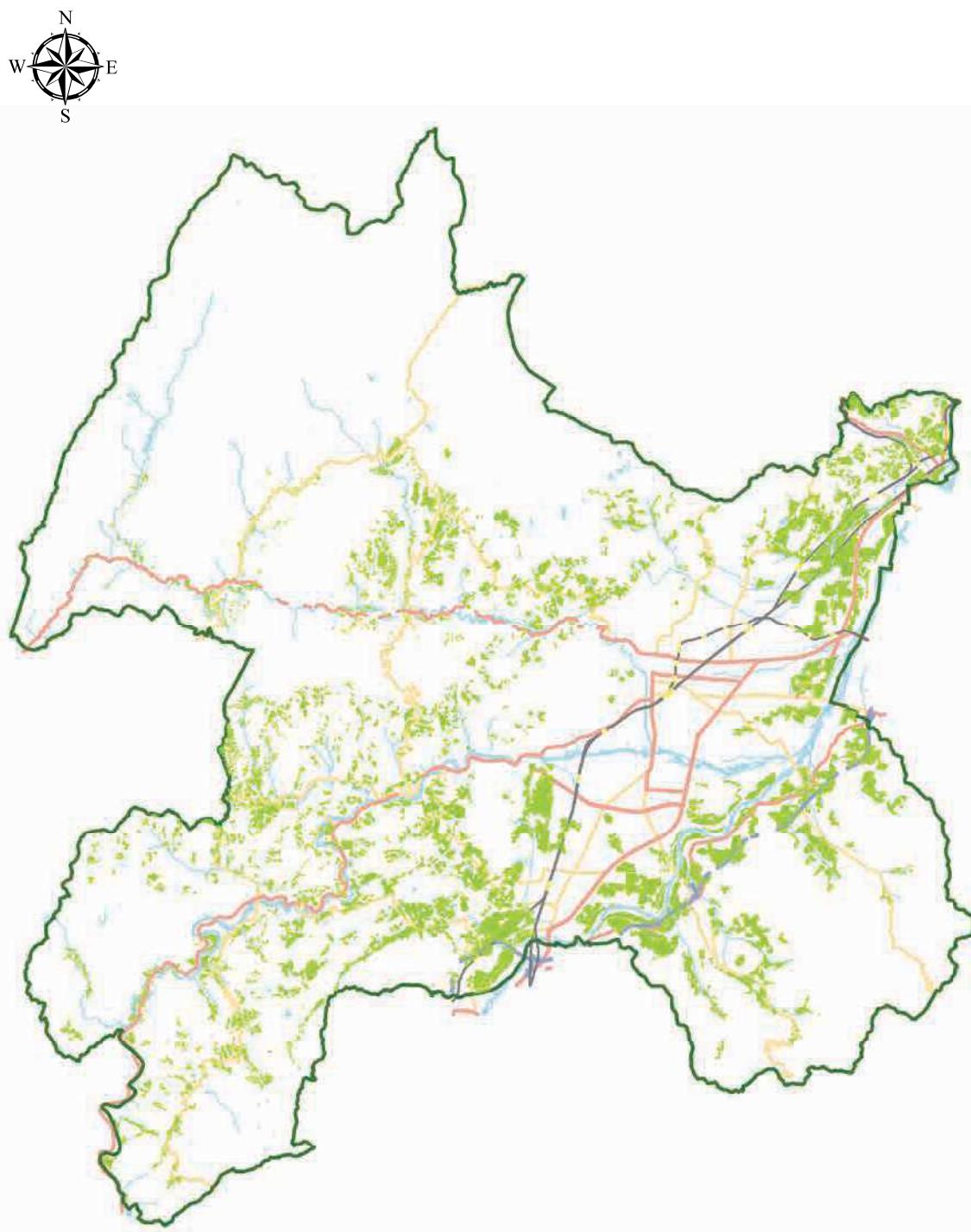
認定農業者等の多様な担い手を確保、育成するとともに、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図っていく。

● 多面的機能の維持

農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等、地域の共同活動を支援し、農地を保全していく。

● 都市農村交流を通じた保全

農業体験、農家民泊など都市住民との交流や定住促進のための住民の主体的な地域活動を支援するとともに、耕作放棄地の利活用等をとおして農用地の保全につなげていく。また、市民菜園の開設を促進し、遊休農地の増加を防止する。

農用地の分布 ($S=1/200,000$)

3 ◇ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

課題等を踏まえ、引き続き歴史的風致の維持及び向上を図るための方針を以下に整理する。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する方針

本市の歴史的風致の核となる建造物のうち、重要文化財や史跡、県または市の指定文化財で、既に必要な措置が講じられているものは、引き続き、文化財保護法、県や市の条例等に基づき適切に保存、活用を図る。

県または市の指定文化財で適切に保存されていない建造物や未指定の建造物で歴史的風致の核となる建造物については、歴史的風致形成建造物に指定し、国等の支援を活用して修理等の支援を行うことなど歴史的価値の高い建造物等の滅失を防止し、保存、継承に継続して取り組む。

また、空き家となつた歴史的建造物の滅失等を防ぐために、地域のまちづくり団体等と連携しながら建造物の活用を検討していく。

(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する方針

伝統的な祭礼、行事や芸能などの継承は、その活動の意味や重要性、地域との歴史的なつながりといった文化的価値の継承に加え、地域活性化やコミュニティ維持、観光振興にもつながることから、引き続き、活動を披露する機会を設けるとともに、伝統的な祭礼等を継承する団体への支援に取り組む。

また、若い世代と接点を持てるよう幅広い情報発信などにより、伝統的な祭礼に親しむ機会や参加できる機会を創出し、担い手や継承者の育成につなげる。

さらに、歴史的建造物の価値を損なうことなく歴史的なまちなみや景観を後代に伝えていくため、歴史的建造物の適切な修理、修復をとおして伝統的な技術の継承を図る。加えて、歴史的風致の一片を形成する地域に伝わる屋根材の茅、食材や工芸品などについても、歴史的風致の維持及び向上を図る中で、伝統的な技術や材を生かす場を創出することで生業の継承につなげていく。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する方針

歴史的なまちなみや景観を保全していくために、条例や景観計画などによる建築物や屋外広告物の規制、誘導をすることで周囲に調和した魅力あるまちなみとなるよう長期的な視点で取り組む。

また、歴史的まちなみの周辺環境を向上させるため、電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、自動車交通の抑制について検討するほか、良好な景観形成を行うことを目的に組織された地域の団体等を支援する。

引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら、歴史的建造物と一体となった地域固有の歴史や文化が感じられる良好な景観形成と歩いて楽しめる環境の整備に取り組んでいく。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する方針

将来にわたって歴史的風致を継承できるよう長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にあるストーリーなどの価値や魅力の認知を広めることで、多くの方に歴史的風致を訪れてもらい、参加してもらうことは、地域住民が歴史的風致を再認識することになり、地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつながる。

市民や外国人旅行客を含めた来訪者の歴史的風致への認知度の向上や周遊の促進を図るために、歴史的風致を観光資源として積極的に活用した情報発信に取り組み、所有者をはじめ、地域住民や関係団体、県、大学等と連携し、周遊ルートの構築、案内説明情報のデジタル化などを進めるとともに、効果的な情報発信の手法や体制を整え、観光振興と地域活性化につなげていく。

(5) 歴史文化の調査研究に関する方針

歴史的風致の維持及び向上には、それを構成する歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、所有者や地域住民の協力の下^{もと}、価値付け、保存及び継承の問題点、その対策等を明らかにするための詳細な調査研究が必要である。

地域固有の歴史的風致の維持及び向上に向け、文化財保存活用地域計画と整合を取りながら、文化財や歴史的建造物、伝統的な祭礼等の調査を継続的に実施し、本市の多様な文化を把握した上で総合的に保存、活用していく。

4 ◇ 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本市における歴史的風致の維持及び向上には、所有者や管理者、市民等の理解と協力が不可欠であるため、協働して取り組んでいく。

本計画の推進に当たっては、都市整備部まちづくり課歴史的まちなみ整備室と観光文化部文化財課が事務局となる庁内推進会議を設置し、関係課と連携調整を行う。また、歴史まちづくり法第11条に基づく長野市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。

必要に応じて国や県のほか、文化財保護、都市計画や景観などに関する附属機関から助言等を得るとともに、文化財や歴史的建造物の所有者などと連絡、調整を行う。

